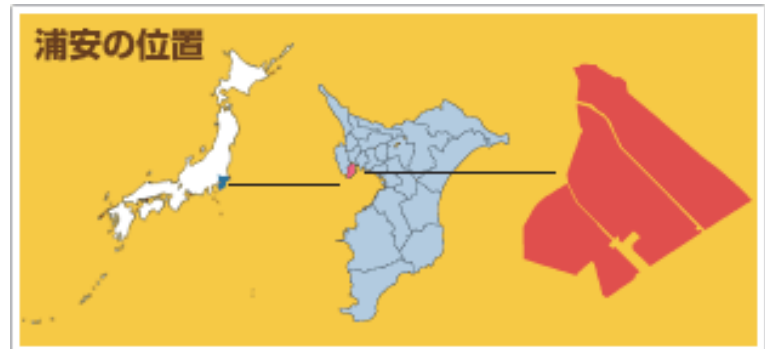


【参考資料】

- ・ 参考資料 1 . . . 自治体担当者向けセミナー 配付資料
- ・ 参考資料 2 . . . 自治体アンケート調査票



浦安市の就労準備支援事業

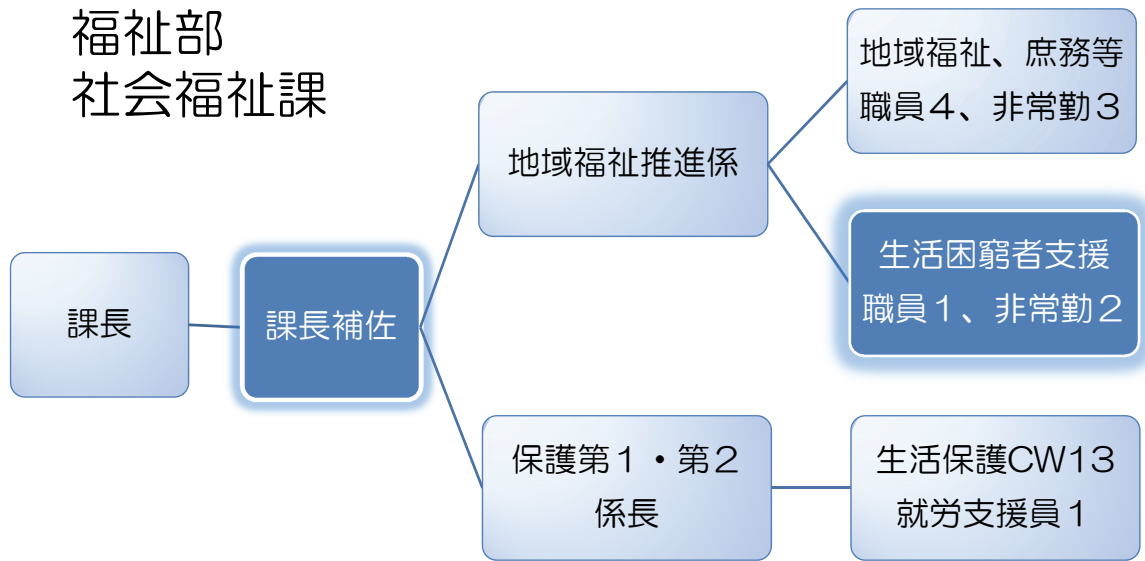


面積	16.98km ²	
人口（H31.2月）	169,665人	
保護率（H30.12月）	0.88%	国 1.66% （H30.11月）
高齢化率（H31.2月）	17.15%	国 27.7% （H29年10月）

生活困窮者支援への取り組み

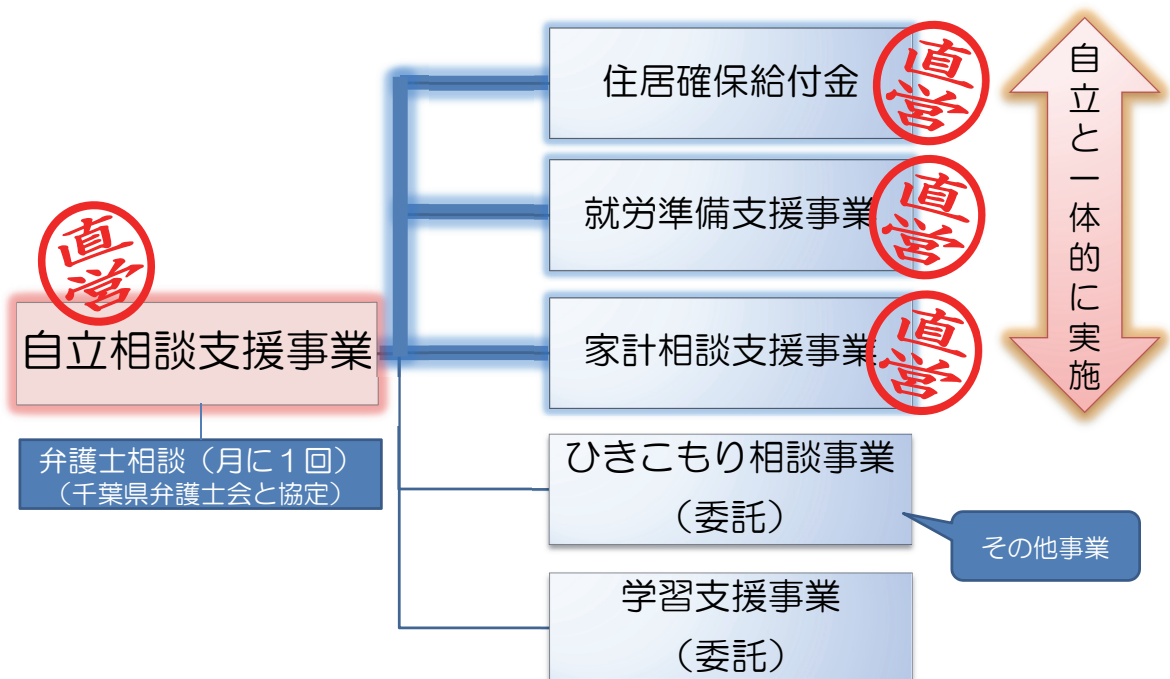
年度	取り組みの内容	備考
平成25年度	生活困窮者自治体計画研究会参加 （NPO地域ケア政策ネットワーク）	情報収集、実施方法の検討
26年度	モデル事業実施（自立相談支援事業） 職員ボランティアによる学習支援実施	担当者1名、生保SVが兼務
27年度	自立相談支援、就労準備、家計相談 （週1回、委託）、学習支援（委託） の4事業実施	
28年度	家計相談事業を直営化	柔軟な対応のため
	ひきこもり相談事業実施（週2回）	その他事業として
	弁護士相談実施（月1回）	県弁護士会と協定
30年度	就労準備OB／OG会発足	卒業後の居場所、定着支援

生活困窮者支援の実施体制



3

浦安市の実施事業



4

相談・支援実績（平成29年度）

	件数	備考
新規相談受付件数	372	人口10万人あたり月18.9件
プラン作成件数	103	人口10万人あたり月5.2件
住居確保給付金	7名	
家計相談支援	66名	
就労準備支援	12名	
支援継続件数（3月）	56名	
学習支援事業	47名	小4～中3 週3回 延135回
ひきこもり相談事業	22名	

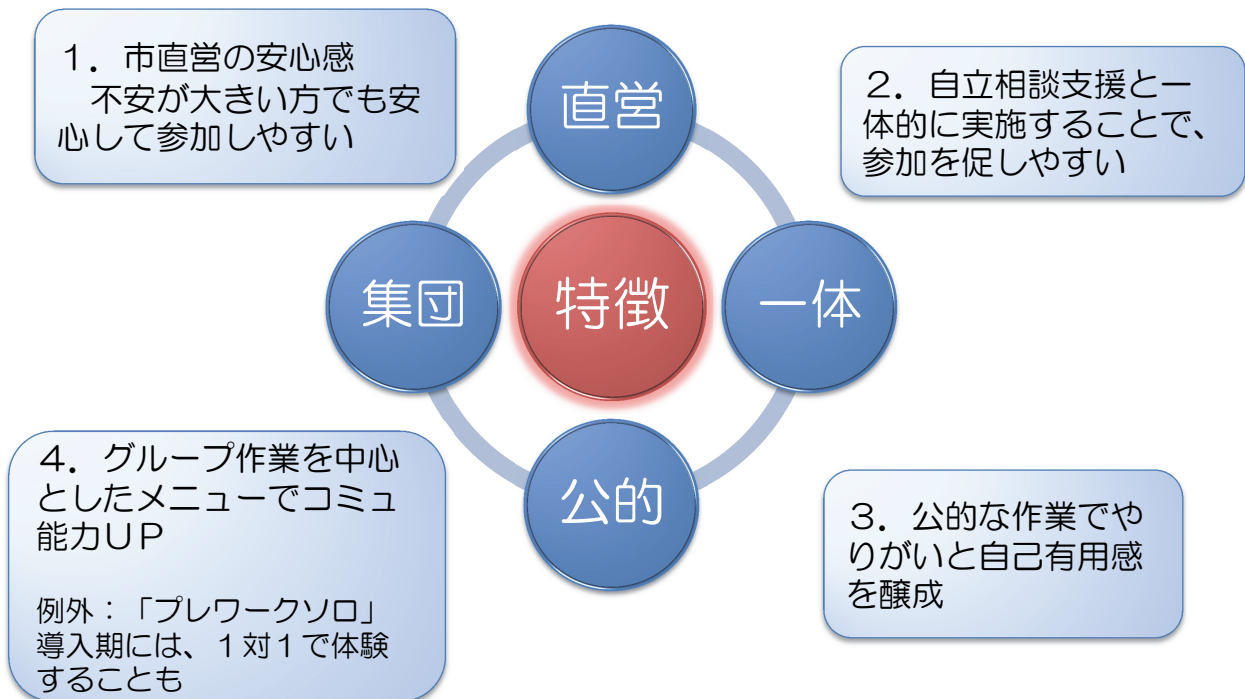
5

自立相談支援事業

	内容
実施方式	直営
実施場所	市役所社会福祉課（生活保護、社会福祉協議会を所管）内に「生活支援相談窓口」を設置
スタッフ	3名 主任相談支援員、相談支援員、就労支援相談員
支援調整会議	月に1回定期開催 自立相談支援事業所、福祉事務所、障がい福祉課、高齢者包括支援課、こども家庭支援線センター、健康増進課、市川公共職業安定所、浦安市社会福祉協議会

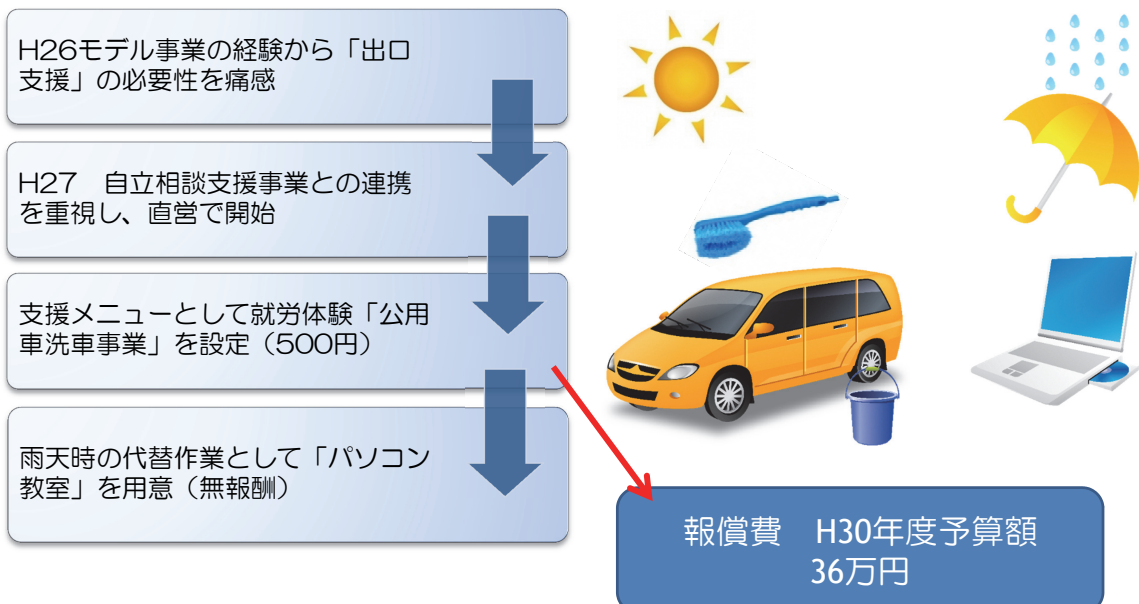
6

就労準備支援事業（プレワーク）



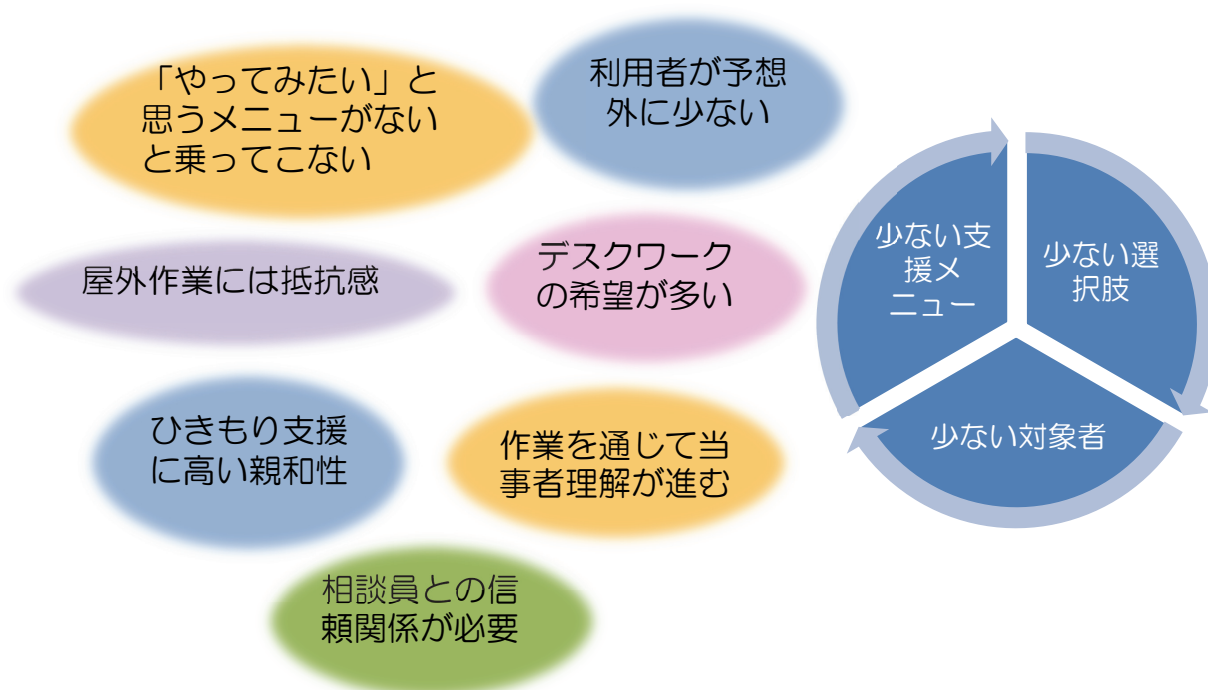
7

就労準備支援事業（プレワーク） 「とにかくやってみた」



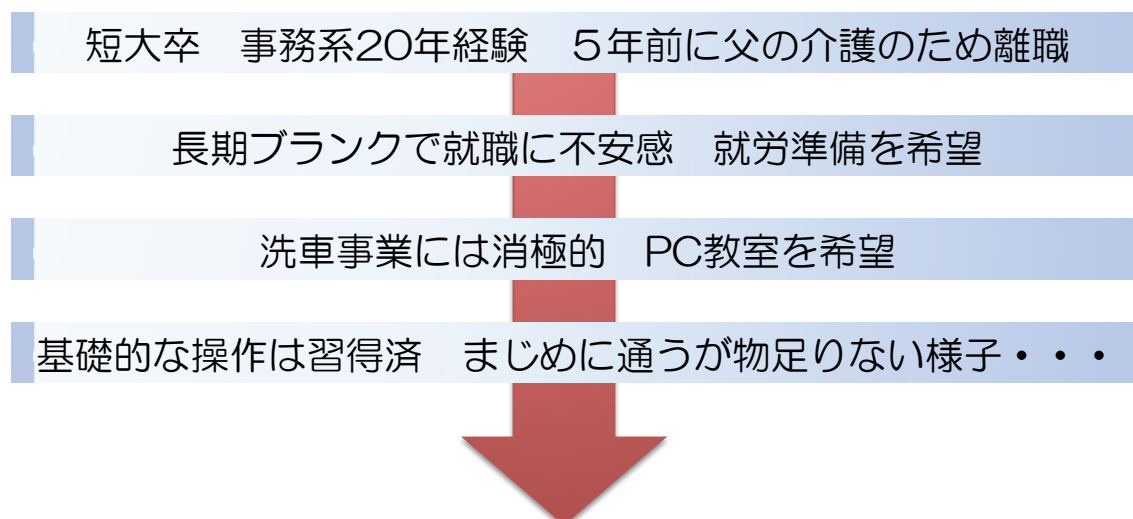
8

やってみて思ったこと



9

Aさん（49歳女性）の場合



10

協力事業所の開拓

浦安市老人福祉センター（運営：社会福祉協議会）に打診

館内イベントのチラシ作成をさせてもらうことになる（工賃500円）

他に屋上庭園の手入れも提案される

就労体験メニューが3つに

協力事業者からの理解が得られ、作業内容が多様化！

秋の全国交通安全運動

高齢者のつとめ

外出は 明るい笑顔と 反射材

日時：9月30日（水）

午前11時～12時

場所：1階大広間



- 最近の交通事故状況について
- 交通安全 DVD「歩行者と自転車」
※上映前にお菓子を机ごとに配ります！
※反射材など、大切ないのちを守る交通安全グッズを配ります！！

11

就労体験メニューの新設 Bさん（42歳男性）の場合

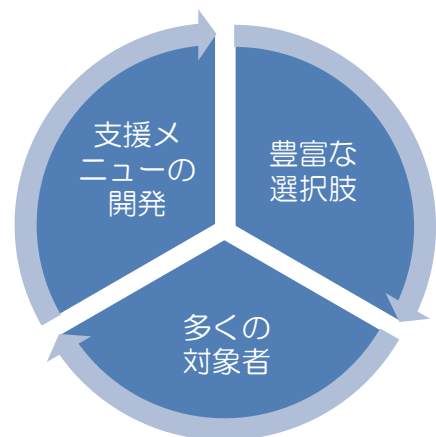
園芸作業を希望

機械いじりが趣味だと判明

手入れのされていない車いすを発見

車いすメンテナンス事業発進！

利用者の関心や興味に合わせたセミオーダーのメニュー開発



12

プレワーク × キズナサーチ



- より高度な公共性と公益性
- 「作業が集まって事業になる」を実感

13

現在のプレワーク（就労体験）事業



14

どのような就労体験がよいか

働く意義、目的がわからない
なぜ働かなければいけない？

感謝される、やりがいを感じる
必要とされる経験
→ 役割のある場所

自らが体験して会得するしかない

やりがいを実感

- ☐ 公的な作業であることを強調する
- ☐ ある程度は人目につくように
- ☐ 感謝される機会を演出する
- ☐ 成果が見えるようにする（確認票、写真を撮る）

小規模でも可能

- ☐ すぐにはやらなくてもいいもの
- ☐ やってもらったら助かるもの
- ☐ 毎日やらなくてもいいもの
- ☐ 放置されている不自由（スキマ）を探す

費用がかからない

- ☐ 直営で可能なもの
- ☐ 簡単な道具でできるもの
- ☐ 簡単な作業でできるもの
- ☐ 既存施設を使用できるもの

「やりがい」の実感に向けて 1 達成感・自己有用感を味わう

この紙はご使用時には外してください。

		月	日
全体	清掃・消毒	☐	
	ネジ・ボルト・ナット緩み	☐	
タイヤ	空気圧	☐	
	溝	☐	
	ガタつき	☐	
		☐	
キャスター	ガタつき	☐	
	ごみ	☐	
	注油	☐	
		☐	
ブレーキ	効き	☐	
	ガタつき	☐	
		☐	
この車いすは、私が整備しました。 プレワーク満安			



		月	日
習志野			
外装	車体洗浄	☐	
	窓ガラス洗浄	☐	
	窓ガラスはっ水処理	☐	
	タイヤ・ホイール	☐	
		☐	
内装	フロア掃除	☐	
	シート掃除	☐	
	荷室掃除	☐	
	インパネ拭き	☐	
	窓ガラス拭き	☐	
		☐	
この車両は、私が洗車しました。			

プレワーク参加者一同

「やりがい」の実感に向けて 2 感謝の気持ちを受け取る

無料 公用車の洗車
承ります！

車体は丁寧に手洗い
車内もクリーニング
いたします(〇〇)☆



【洗車場所】総合駐車場 市バス車庫前

【日 程】別添日程表のとおり
※悪天候等により中止の場合があります。ご了承ください。

【依頼にあたっての注意事項】

- ①駐車場～洗車場所間の移動は依頼員をお願いします。
- ②車内の荷物は事前に取り出して置いてください。
- ③洗車が終わったら内線にて連絡します。

【お問合せ・申し込み】
社会福祉課生活支援

生活困窮者自立支援制度 就労準備支援事業
軽作業を通じて一般就労への自信をつ
引き取りの際に少し大きくなりたい



拡大

【お問合せ・申し込み】

社会福祉課生活支援相談窓口 内線 15111

生活困窮者自立支援制度 就労準備支援事業の利用者が洗車作業を行います。
軽作業を通じて一般就労への自信をつけてもらう目的で実施しておりますので、
引き取りの際に少し大きくなりたい「感謝の言葉と笑顔」をお願いします。

「やりがい」の実感に向けて 3 「振り返り」の実施

- ・ 毎月末を目安に作業の振り返りを行う
- ・ なるべく多くのストレングスを見つけ、しっかり伝える
- ・ スモールステップで成功体験を重ねるため、実現できそうな目標を立てる
- ・ 興味のなかった介護等の分野にも、作業体験で施設訪問をするとイメージが湧くことがある
- ・ 終盤は求人情報の検索など、より具体的な就労支援も並行して行う

参加 ～ 涙の卒業 ～ OB/OG会



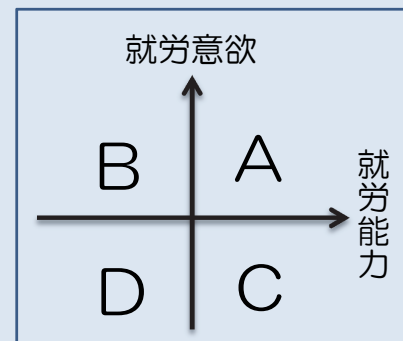
通称「プレプレ」：庁舎内のカフェテリアで月に1回開催。
居場所、定着支援の場、意欲喚起の場・・・

19

今後の課題

- 1 受容と自己肯定感向上の場から、一般就労に向けた訓練の場へのスムーズな移行
- 2 対象者の掘り起こし

- 就労意欲（＋）就労能力（－）のBが少ない
- 就労意欲（－）のCDにどのように参加を促すか→就労意欲をどのように喚起させるか
- 支援不要と考えられるAにも、就職に至らない、定着しないケースが多い



- 「自立」が意欲喚起を担うとされているが、「準備」がアウトリーチするという発想も必要
- 「A」の潜在的なニーズが、事業を通じて顕在化する場合もある
→ 事業のアセスメント効果

20

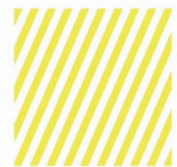
茨木市

就労準備支援事業

(庁内職場実習・スマイルオフィスの現状と今後)

平成31年2月26日
茨木市健康福祉部相談支援課
課長代理兼相談1係長
九鬼 信行

次なる
茨木へ。



茨木には、次がある。

◆茨木市について

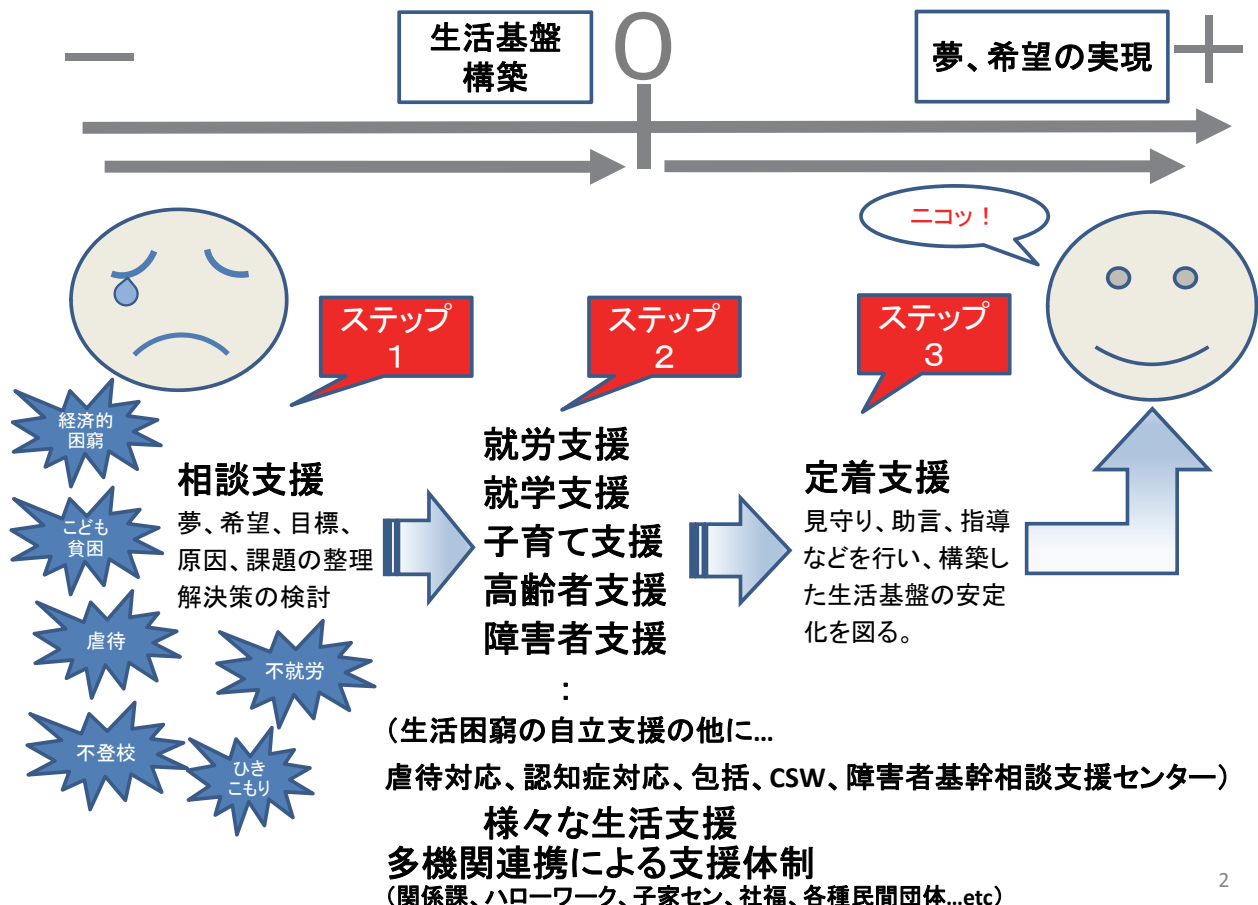
- ・ 人 口 281,138人
- ・ 面 積 76.49km²
- ・ 世 帯 数 124,084世帯
- ・ 生活保護受給者数 3,737人(約1.3%)
- ・ 生活困窮者自立相談支援 新規相談受付数 542件/年 (月平均 約45.2件)
- ・ その他任意事業(家計改善支援事業、学習生活支援事業、一時生活支援事業)は実施

大阪市と京都市のほぼ中間点に位置する住宅都市であり、京都から大阪に流れる、淀川の北側に位置している。近畿圏内でも、屈指の交通の要衝であり、鉄道では、JR、阪急京都線、大阪モノレールが、また、道路では、名神高速道、近畿自動車道、中国自動車道、大阪中央環状線、国道171号などの幹線が集中し、全国の主要都市へとつながっている。

本市では、その交通の利便性の高さを背景に、教育・文化・福祉が充実した住宅都市として開発が進み、生活に必要な社会基盤が整う町として発展してきた。

1

相談支援課の業務紹介 (ワンストップ窓口のイメージ)



2

就労準備支援事業の動向

■ 就労準備支援事業とは：

- ・直ちに就労が困難な者に6か月から1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行うもの。
- ・生活困窮者に対する包括的な支援体制を強化するため、第196回国会で成立した「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（平成30年6月8日公布）において、就労準備支援事業の実施を努力義務とする改正がなされたところ。
- ・同改正により、就労準備支援事業と自立相談支援事業及び家計改善支援事業との一体的実施による補助率の見直し（家計改善支援事業1/2⇒2/3）がなされ、事業実施の促進が図られる。

■ 就労準備支援事業の実施自治体数：

- ・平成27年度以降増加傾向にあるが、平成29年度の実施自治体数は393自治体（44%）となっているが、まだ半数を下回っている。また、事業を実施していても利用実績が非常に少ない自治体もみられる。より多くの自治体での事業開始、及び利用実績の向上が求められている。
- ・このような中、利用実績が上がらない要因のひとつとして、就労準備支援事業が想定している幅広い支援対象者（ひきこもり、長期離職者、障害の疑いのある者等）それぞれの具体的な支援手法が明らかなことが挙げられている。

（出所）厚生労働省
「平成29年度生活困窮者自立支援制度の実施状況調査 集計結果」

■ 「就労準備支援事業の支援方法の把握と共有に関する検討会」の設置

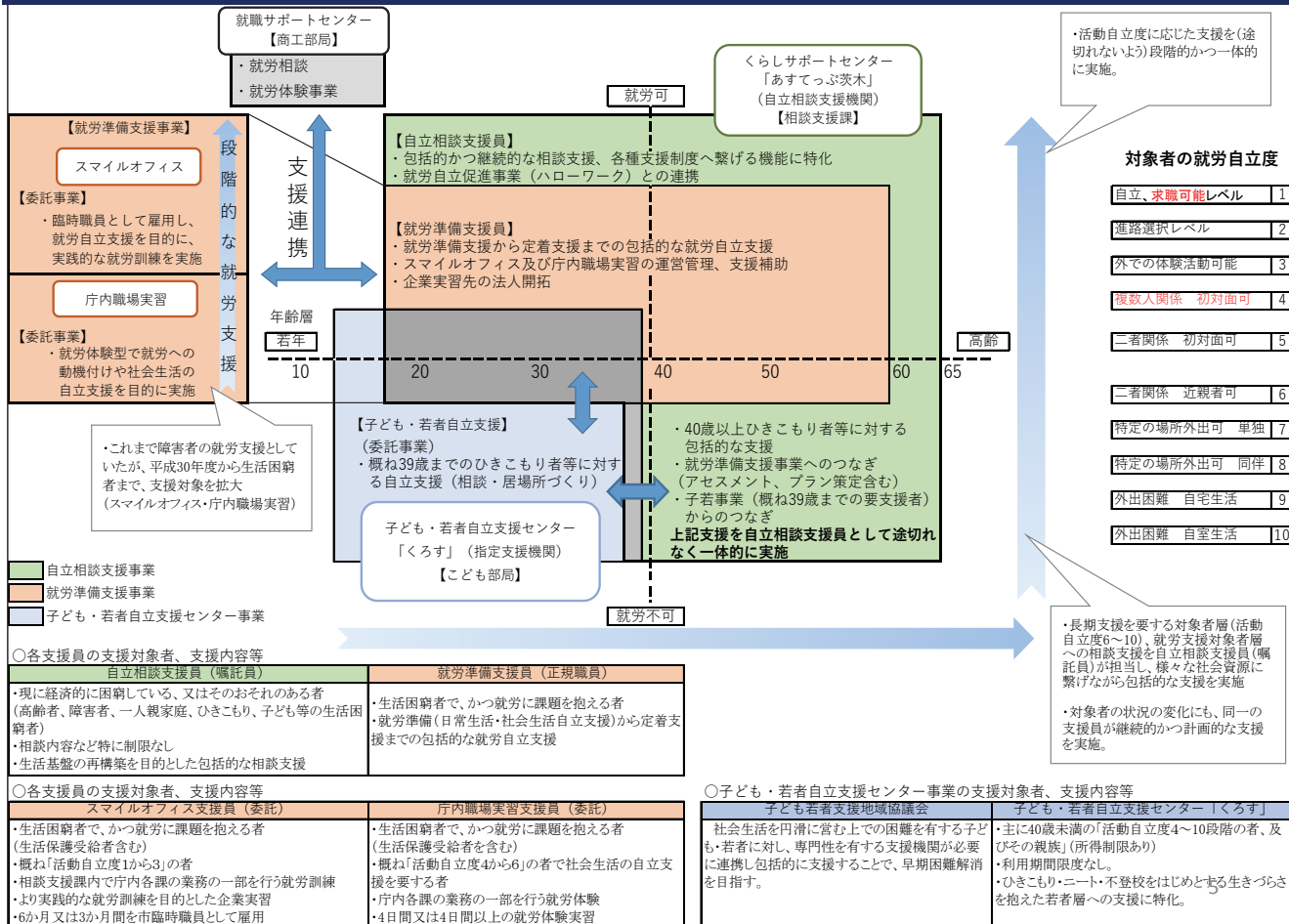
- ・委員：6名（内、茨木市参画）
座長：小杉礼子氏（独立行政法人 労働政策研究・研修機構 研究顧問）
- ・より多くの自治体が就労準備支援事業を実施できるよう、支援対象者の状態像に応じた就労準備支援事業の利用効果と支援手法を明らかにし、共有すること。
- ・実施形態（直営・委託）や人口規模 等に応じた、効果的かつ取り組みやすいと考えられる事業の実施方法を具体的に示すこと。



就労準備支援事業の実施経過

平成26年度	生活困窮者就労準備支援事業（モデル事業）開始
【事業概要】 ・困窮者に対する一般就労に向けた就労支援を実施。 ・就労意欲喚起や履歴書作成支援、模擬面接の実施等の個別支援を行う。	【実施方法】 ・委託実施と就労準備支援員1名を配置し、市内近隣市の社団法人・民間企業等を訪問し、中間的就労の場や求人開拓、対象者の就労意欲喚起等を行った。
【ポイント・課題】 ・事業所や企業巡りを行い本制度の周知と理解に努めたが、就労準備としての特色を出すに至らずニート、ひきこもり層への対応に課題を残した。	【委託先】 ・（株）東京リーガルマインド
平成27年度	子ども・若者支援事業との一体実施による、切れ目のない支援事業を展開
【事業概要】 ・モデル事業実施の中で、中・高年層のニート、ひきこもり層等への対応の課題がみられたことから、専門のノウハウを有する法人への業務委託を行い、年齢による切れ目のない一貫した支援を実施する。	【実施方法】 ・子ども・若者自立支援センター事業の受託先であるNPO法人へ業務委託。 ・フリースペースによる居場所支援、コミュニケーションスキル向上の取組のほか、ボランティア参加、就労体験参加の同行支援等を行った。
【ポイント・課題】 ・ニートやひきこもりなど、制度の狭間の層に焦点をあて、「就労支援・自立」をキーワードに困窮・被保護者や子・若事業との事業連携を検討。	【委託先】 ・NPO法人淡路ブラッツ
平成28年度	事業拡充（被保護者就労準備支援事業の実施、自立相談支援事業との一体実施）
【事業概要】 ・困窮者・被保護者に対し、途切れない支援が実施できるように、被保護者就労準備支援事業を一体実施。また、同一法人への委託内容に自立相談支援事業を加えることで、事業間の切れ目のない支援を行う。	【実施方法】 ・就労準備支援員が就労準備支援事業、被保護者就労準備支援事業、生活困窮者自立相談支援事業を併し、同一法人へ委託する。
【ポイント・課題】 ・直ちに就労へ移行できない被保護者への支援実施を目的とした事業連携を検討（生活保護ケースワーカーの就労支援に対する取組等） ・28年度から子・若事業の受託事業所が変更となり、連携が弱まる。また、就労自立に向けての支援の強化が求められる。	【委託先】 ・NPO法人淡路ブラッツ
平成29年度	事業拡充（市内職場実習による障害者就労支援のノウハウを活用した支援体制の構築） 【就労準備支援員を市の非常勤嘱託職員として配置、市内職場実習を「就労準備支援事業」として位置付け】
【事業概要】 ・障害者就労支援施策として実施してきた障害者市内職場実習の対象者を、生活困窮者・被保護者にまで拡充。→市内職場実習 ・これまでの就労準備支援において、障害者の就労支援で培ってきたノウハウを活用することで、就労につながるステップとして支援を行う。	【実施方法】 ・委託により配置していた自立相談支援員兼就労準備支援員を直営により嘱託職員として配置し、インテークから就労支援まで切れ目のない支援連携を強化 ・市内職場実習の対象者として、被保護者、生活困窮者自立支援事業による支援を受けている者に加え、実習を通じての本人特性のヒアリングと、振り返りによる課題と強みの見える化を図る。
【ポイント】 ・市内外との連携が求められる日常生活自立、社会的自立への支援を市が担い、障害者就労支援のノウハウを活用することで、実効性の高い支援体制を構築。また、職場実習を経ることで、その後の民間での就労体験等の受け入れや求人・職域開拓を優位に進められる。	【委託先】 NPO法人いばらき自立支援センター
平成30年度	就労支援に特化した事業拡充（市内職場実習とスマイルオフィスの一体的な就労支援体制の構築） 【市内職場実習及びスマイルオフィスを「就労準備支援事業」として位置付け】
【事業概要】 ・障害者就労支援施策として実施してきたスマイルオフィスの対象者を、市内職場実習と同様、生活困窮者・被保護者にまで拡充。 ・臨時職員として雇用し、職業訓練の一環として市内各課業務を請け負いながら、一般就労へ向け、定着支援も含めた就労支援を実施する。	【実施方法】 ・市内職場実習を体験型（4日間程度）と訓練型（12日間程度）、スマイルオフィスを3か月雇用と6か月雇用に細分化 ・スマイルオフィスでは、官民協定の下、職場外実習を実施 ・委託先については、市内職場実習、子・若事業と同じ法人とすることで、インテークから就職・定着支援までの就労支援の一元化を図る。
【ポイント】 ・体験型市内職場実習からスマイルオフィスを一体的な取組にすることで、個々の適性把握や業務とのマッチングとその評価、民間への職場外実習の実施など、よりきめ細やかで継続的な就労支援を進める。	【委託先】 NPO法人いばらき自立支援センター

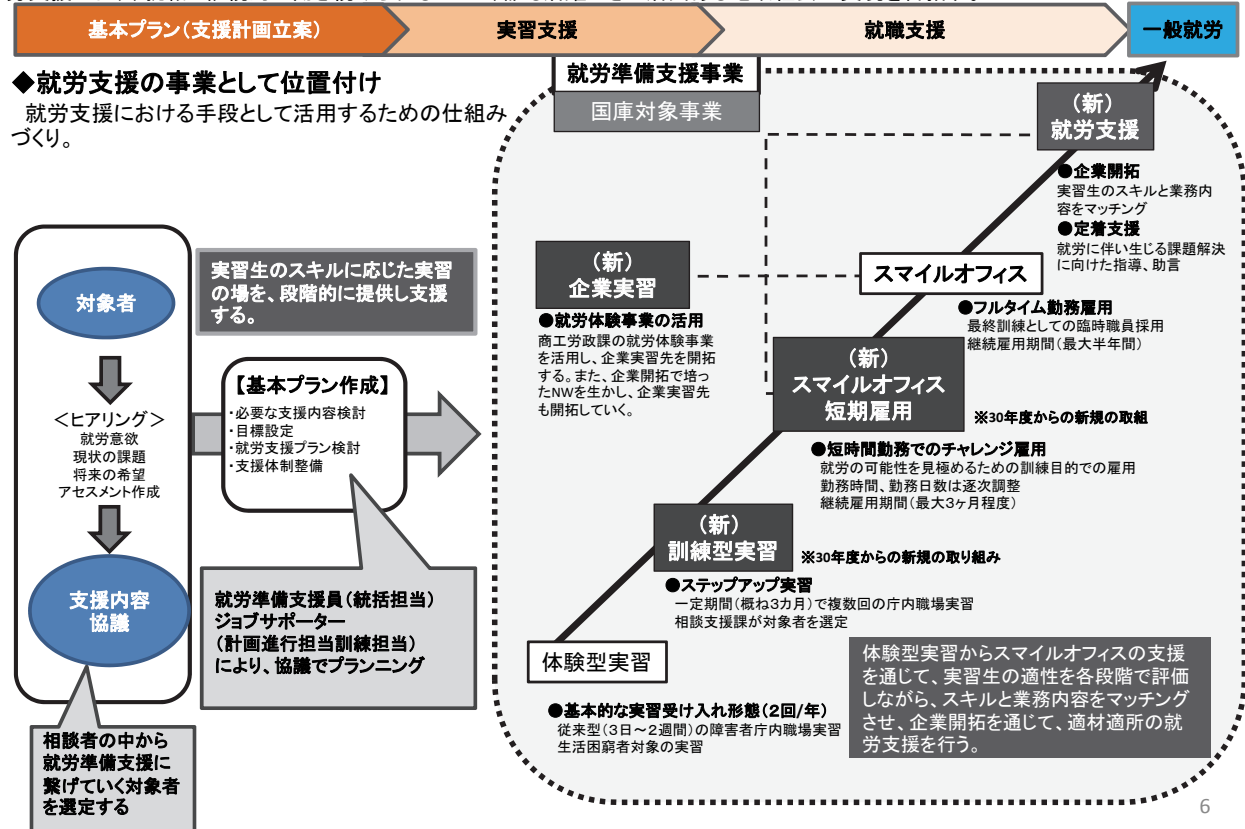
支援対象者の就労自立度と推薦機関等との連携支援



平成30年度庁内職場実習・スマイルオフィスの取組を一体化

◆取組が目指す理想形(ビジョン)

障害をはじめ様々な要因によって、就労に対する自信を失い、意欲や希望はありながら、就職が実現しない就労困難者が、適切な就労支援により、就職し継続的に働き続けられることで、誰も活躍できて活気ある地域社会の実現を目指す。



庁内職場実習の概要（これまでの取組～障害福祉施策～）

○実習実績（過去3カ年推移）

	29年度	28年度	27年度
実習参加者数	41	34	37
のべ実習日数	211	145	190
実習受入課数	20課2校	19課3校	13課3校

◆主な障害等種別内訳

<平成29年度>

41人中・知的障害29人、精神障害9人、身体障害者1人、生活困窮者2人

<平成28年度>

34人中・知的障害24人、精神障害9人、身体障害者1人

<平成27年度>

37人中・知的障害23人、精神障害11人、身体障害者3人

◆主な業務内容

- ・資料の発送業務、印刷、製本、封入業務等の補助事務
- ・学校等公共施設敷地内の除草作業など

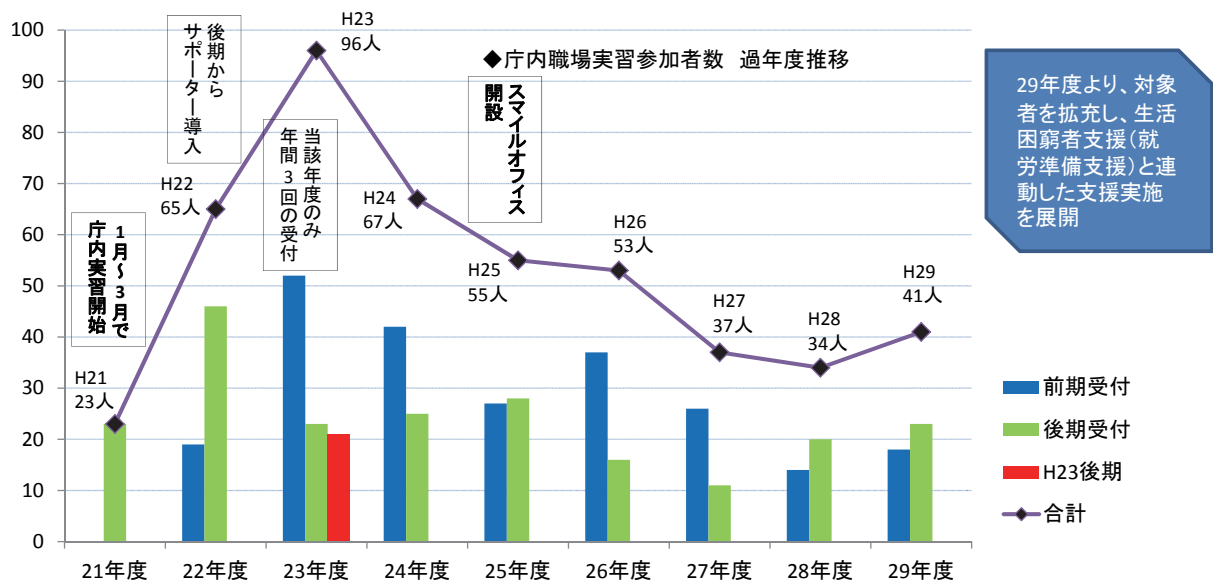
◆実習生の受入期間

- ・6月から3月まで、10カ月間

※受入課は、各課に募集し、業務内容、受入期間を調整の上決定している。

7

庁内職場実習の概要（現状と課題）（これまでの取組～障害福祉施策～）



現状課題

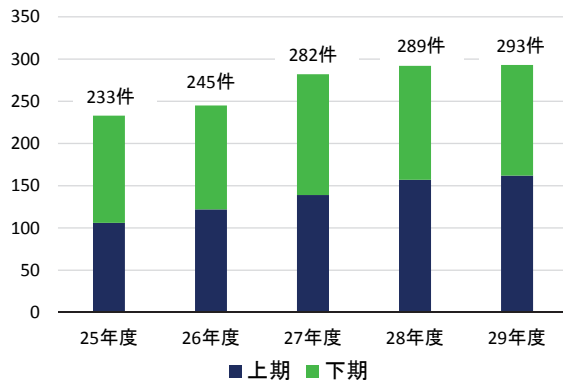
就労に繋がる有効な手段であるのかを検証しながら、その支援方法を見直していく必要がある。
(実施することが目的ではなく、就労支援の手段としての活用)

就労支援の体制整備

- ・就労支援の手段としての役割
- ・受け入れ方法の検討
(体験型と訓練型の導入)
- ・参加目的の明確化

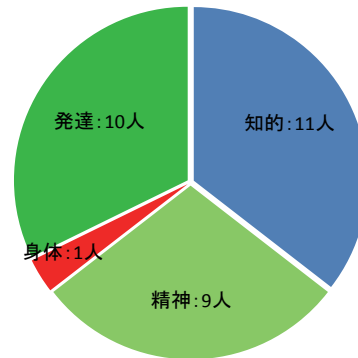
スマイルオフィスの概要（これまでの取組～障害福祉施策～）

◆受注案件数 過年度推移



◆採用者の障害種別割合（合計：31人）

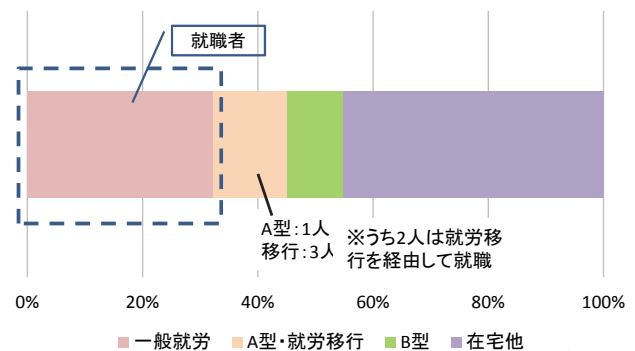
※28年度下期のみ中途退職者の欠員補充を行ったため4人採用



◆業務内容（H29）

封入作業・資料セット	124件
押印・折り・ラベル貼り	20件
印刷・製本	109件
書類整理	13件
パソコン業務	8件
その他	19件
合計	293件

◆退職者の進路状況（30年4月現在）



9

庁内職場実習及びスマイルオフィスの課題と就労支援の体制整備

現 状 課 題

- 就労実績は、3割程度であり、一定の成果はあるが、更なる就労率の向上が求められ、また、就労した者の内、離職者が出ており、定着支援の必要性がある。
- 事業目的が「雇用としての単なる受入れ」なのか、「就労支援」なのか、不明確になっている。
- スキルアップを目的とした、就労への適性把握やより実践的な就労訓練の取組が不十分である。
- 環境整備として、企業等への制度や生活困窮者に対する就労支援への理解を深めてもらうための普及啓発が必要

平成30年度就労支援の体制整備

- 就労支援として、事業目的の明確化と、庁内職場実習との一体的な取組によって、よりきめ細やかな支援を行い、就職率の向上を図るなど、魅力あるスマイルオフィスづくりに努める。
- 適性把握と業務のマッチング、その評価と目標設定、更に見直しといった、より具体的かつ実践的な支援体制の構築
⇒就労への適性を把握するための評価指標の作成
- 雇用や企業実習の受入れを目的とした協力企業の開拓
⇒就労体験事業の登録企業との連携
⇒産官連携協定による企業との連携
⇒協力企業へのインセンティブの検討

【事業内容】

- 自立相談支援員の相談支援と就労準備支援員、委託ジョブサポーターの就労訓練等との連携によって、生活支援から就労支援までの総合支援を実施する事業である。
- スマイルオフィス実習生は、市の臨時職員としてフルタイム雇用又は短期雇用された者であり、かつ一般就労を目指している者
- 就労体験や訓練内容は、庁内各課の業務をこなしながら、就労に必要な同義付けやスキルの習得
- 企業実習は、フルタイム雇用された実習生に対し、最終ステップとして実施し、これまでの実習経験を活かしたより実践的な実習として、スキルの向上を図り「働くこと」へ自信を付けることを目的としている
- 評価指標を用いた適性把握により、個々の就労自立度とその到達度に応じて、庁内職場実習からスマイルオフィス、求職支援、定着支援における段階的な就労支援を行う。

【就労準備支援事業の流れ】

段階を踏んだ目標設定と一貫した支援体制

スマイルオフィス

企業実習

一般就労への最終ステップ

フルタイム雇用

最終訓練としてのフルタイム雇用
最大半年間で一般就労を目指す
(7.5時間/日6カ月間 3人採用)

短期雇用

短時間勤務でのチャレンジ雇用

最大3ヶ月間でフルタイム雇用へのステップアップを目指す

庁内職場実習

一般就労へのファーストステップ

一般就労

定着支援

日常業務を通じたスキル開発

・実際の職場や雇用という就労環境下での就労経験を通じて就労への動機付けや一般社会で働くためのスキルを身につける

職場外研修としての企業実習

・業務の一環として企業実習を実施
・スマイルオフィスで培ったスキルを実際の企業の現場で活かせるかを確認

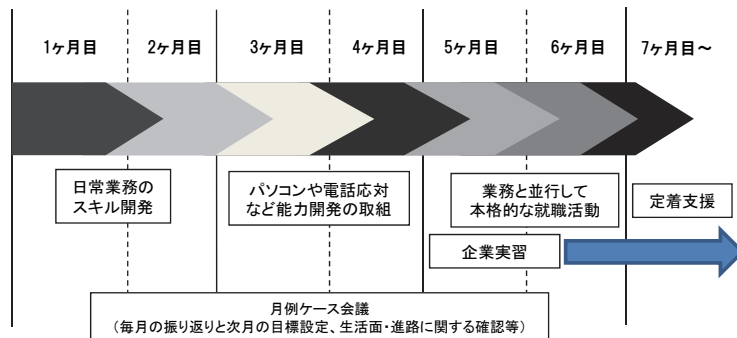
専従の就労支援担当者の配置

・常駐の就労支援担当者による就労体験から就職支援までの一貫した支援体制
ジョブサポーター⇒日常業務の指導
就職活動支援

11

平成30年度 スマイルオフィスの概要

【実習生（フルタイム雇用）への就労支援の流れ】



- ◆ 日常業務の中で「一般社会で働く」ための基礎的能力を身につけていく
挨拶、言葉づかい、基礎コミュニケーション(協調性)⇒基礎的素養の習得
時間管理、体調管理⇒自己管理能力の習得
集中力、持久力⇒業務遂行能力の向上

【スマイルオフィスの業務内容】

<単純業務>

- 各種資料の封入業務(月間平均通数 5,000通)
発送物の印刷、宛名ラベル貼付、資料折り、封筒への封入
キャンペーングッズのセット 等
- 印刷・製本業務(月間平均印刷枚数 70,000枚)
各課で配布される資料の印刷、ホッチキス製本 等
- 個人情報書類等のシュレッダー(月間平均処理量 800kg)
各課への書類回収と回収した書類のシュレッダー

<専門業務>

- 申請書類の整理
- 各種アンケート結果のデータ入力

スマイルオフィス 職場外研修【企業実習】の支援体制

- ◆ 日常業務を通じて作業スキルが把握できている
- ◆ 適性に応じた指導方法の提示が可能
- ◆ 就労支援相談員とジョブサポーターの連携

業務内容等の事前打合せ

実習予定企業への実習生の情報提供
実習目的や適性を考慮した実習内容の調整

企業実習

一般企業での職場実習(5日間程度)
必要に応じてジョブサポートを実施
(支援内容:実習前半は同行支援、後半は定期訪問)

実習終了後の振り返り

企業担当者、自立相談支援員、就労支援相談員、ジョブサポーターを交えた上で実習総括し、具体的な評価の中から就労に向けた課題抽出

12